

産業廃棄物処理計画実施状況報告書				
令和6年 6月28日				
広島県知事様				
提出者				
住所 広島県大竹市東栄二丁目1番18号				
氏名 日本製紙株式会社 大竹工場				
大竹工場長 小柳 知章				
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)				
電話番号 0827-52-4131				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。				
事業場の名称		日本製紙株式会社 大竹工場（北）		
事業場の所在地		広島県大竹市東栄一丁目16番1号		
事業の種類		洋紙製造業 [1421]、（板紙製造業 [1422]、発電所[3311]）		
産業廃棄物処理計画における計画期間		令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値 別紙4のとおり				
項目		目標値	項目	目標値
排出量		74,950.50 t	全処理委託量	323.50 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		11,307.00 t	優良認定処理業者への処理委託量	4.70 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		0.00 t	再生利用業者への処理委託量	249.90 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		63,320.00 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量		0.00 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	3.60 t

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類:)																									
不要物等発生量		有償物量	別紙3のとおり																								
		排出量	① 0	② 自ら直接再生利用した量	③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量																						
<table><thead><tr><th>項目</th><th>実績値</th></tr></thead><tbody><tr><td>①排出量</td><td>0</td></tr><tr><td>②+⑧自ら再生利用を行った量</td><td>0</td></tr><tr><td>⑤自ら熱回収を行った量</td><td>0</td></tr><tr><td>⑦自ら中間処理により減量した量</td><td>0</td></tr><tr><td>③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量</td><td>0</td></tr><tr><td>⑩全処理委託量</td><td>0</td></tr><tr><td>⑪優良認定処理業者への処理委託量</td><td>0</td></tr><tr><td>⑫再生利用業者への処理委託量</td><td>0</td></tr><tr><td>⑬熱回収認定業者への処理委託量</td><td>0</td></tr><tr><td>⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>0</td></tr></tbody></table>		項目	実績値	①排出量	0	②+⑧自ら再生利用を行った量	0	⑤自ら熱回収を行った量	0	⑦自ら中間処理により減量した量	0	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0	⑩全処理委託量	0	⑪優良認定処理業者への処理委託量	0	⑫再生利用業者への処理委託量	0	⑬熱回収認定業者への処理委託量	0	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	④ 自ら中間処理した量	⑥ 自ら中間処理した後の残さ量	⑧ 自ら中間処理した後再生利用した量	⑨ 自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
		項目	実績値																								
		①排出量	0																								
		②+⑧自ら再生利用を行った量	0																								
		⑤自ら熱回収を行った量	0																								
		⑦自ら中間処理により減量した量	0																								
		③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0																								
		⑩全処理委託量	0																								
		⑪優良認定処理業者への処理委託量	0																								
		⑫再生利用業者への処理委託量	0																								
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0																										
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0																										
⑤ ④のうち熱回収を行った量	⑦ 自ら中間処理により減量した量	⑩ 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑫ ⑩のうち再生利用 業者への処理委託量																								
		⑪ ⑩のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	⑬ ⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量																								
			⑭ ⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量																								

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和5年度実績)

大竹工場(北)															単位:トン／年									
	単位:トン／年														実 績 値									
	① 排出量	② 自ら直接再生利用した量	③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	④ 自ら中間処理した量	⑤ ④のうち熱回収を行った量	⑥ 自ら中間処理した後の残さ量	⑦ 自ら中間処理により減量した量	⑧ 自ら中間処理した後、再生利用した量	⑨ 自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩ 直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑪ ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑬ ⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑭ ⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	① 排出量	②+⑧ 自ら再生利用を行った量	⑤ 自ら熱回収を行った量	⑦ 自ら中間処理により減量した量	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑩ 全処理委託量	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	⑫ 再生利用業者への処理委託量	⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
産業廃棄物の種類																								
燃え殻															0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
汚泥	74,744.48			74,720.54		11,748.51	62,972.03	11,748.51		23.94	23.94		23.94	74744.48	11748.51	0.00	62972.03	0.00	23.94	23.94	0.00	0.00	0.00	23.94
廃油	5.63									5.63	5.63		5.63	5.63	0.00	0.00	0.00	0.00	5.63	5.63	0.00	0.00	0.00	5.63
廃酸														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃アルカリ														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	31.90									31.90	7.40		7.40	31.90	0.00	0.00	0.00	0.00	31.90	7.40	0.00	0.00	0.00	7.40
紙くず	246.72			167.43	167.43	167.43		167.43		79.29		79.29		246.72	167.43	167.43	0.00	0.00	79.29	0.00	79.29	0.00	0.00	0.00
木くず	106.53			16.53	16.53	16.53		16.53		90.00		90.00		106.53	16.53	16.53	0.00	0.00	90.00	0.00	90.00	0.00	0.00	0.00
繊維くず														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
動植物性残さ														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
動物系固形不要物														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ゴムくず														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	0.04									0.04	0.04		0.04	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	0.04	0.00	0.00	0.00	0.04
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
鉱さい														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
動物のふん尿														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
動物の死体														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
ばいじん														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
														0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	75,135.30	0.00	0.00	74,904.50	183.96	11,932.47	62,972.03	11,932.47	0.00	230.80	37.01	169.29	0.00	37.01	75135.30	11932.47	183.96	62972.03	0.00	230.80	37.01	169.29	0.00	37.01

別紙4(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和5年度実績)

大竹工場(北)

単位:トン/年

	目標値		実績値
排出量	74950.50	①排出量	75135.30
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	11307.00	②自ら直接再生利用した量	0.00
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00	⑤自ら熱回収を行った量	183.96
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	63320.00	⑦自ら中間処理により減量した量	62972.03
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00	③自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0.00
全処理委託量	323.50	⑩全処理委託量	230.80
優良認定処理業者への処理委託量	4.70	⑪優良認定処理業者への処理委託量	37.01
再生利用業者への処理委託量	249.90	⑫再生利用業者への処理委託量	169.29
熱回収認定業者への処理委託量	0.00	⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	3.60	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	37.01

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 28 日

広島県知事 様

提出者
住所 広島県大竹市東栄二丁目1番 1 8 号
氏名 日本製紙株式会社 大竹工場
大竹工場長 小柳 知章
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0827-52-4131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本製紙株式会社 大竹工場（北）
事業場の所在地	広島県大竹市東栄一丁目 1 6 番 1 号
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 3 1 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙 1， 2 のとおり

①事業の種類	洋紙製造業 [1421]、（板紙製造業 [1422] 、発電所[3311]）
②事業の規模	3 3 5 億 1 7 百万円 大竹工場との合算値
③従業員数	2 3 9 人 大竹工場との合算値
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	75135.30 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	74787.64 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	11932.47 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	11798.51 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	183.96 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	62972.03 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	50.00 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	62972.03 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項		別紙 1, 2 のとおり	
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	230.80 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	37.01 t	t
	再生利用業者への処理委託量	169.29 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	37.01 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙 1, 2 のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	17.10 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	7.90 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.90 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	7.80 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績），建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績），医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和 5 年度）実績量

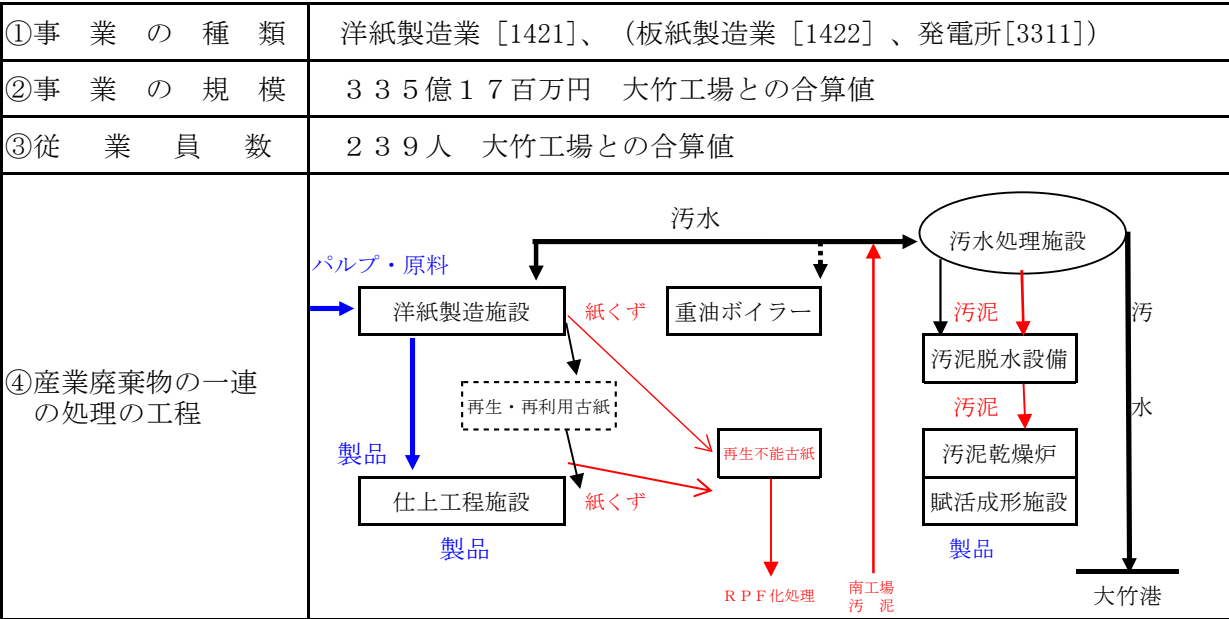
計画：今年度（令和 6 年度）計画量

単位:トン／年

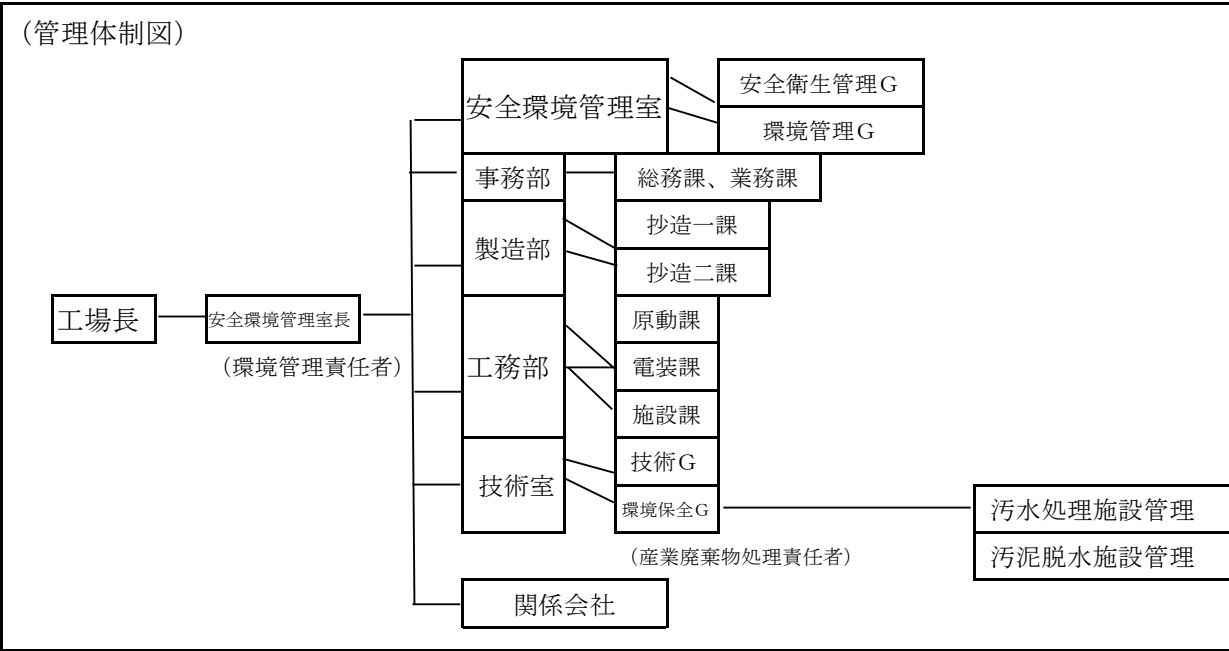
産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②)+ (⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③)+ (⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への 処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への 処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への 処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	74744. 48	74720. 54	11748. 51	11748. 51			62972. 03	62972. 03			23. 94		23. 94						23. 94	
廃油	5. 63	7. 80									5. 63	7. 80	5. 63	7. 80					5. 63	7. 80
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	31. 90	8. 40									31. 90	8. 40	7. 40						7. 40	
紙くず	246. 72	48. 00	167. 43	48. 00	167. 43	48. 00					79. 29				79. 29					
木くず	106. 53	2. 00	16. 53	2. 00	16. 53	2. 00					90. 00				90. 00					
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	0. 04	0. 10									0. 04	0. 10	0. 04	0. 10		0. 10			0. 04	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		0. 80										0. 80				0. 80				
鋳さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	75135. 30	74787. 64	11932. 47	11798. 51	183. 96	50. 00	62972. 03	62972. 03	0. 00	0. 00	230. 80	17. 10	37. 01	7. 90	169. 29	0. 90	0. 00	0. 00	37. 01	7. 80

別紙 2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項



2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）



3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） (1) 製紙汚泥は、脱水成形、乾燥処理、賦活・成形して全量有価販売する。 (2) 南排水汚泥を北工場污水处理場へ移送し、北工場汚水と供に処理して脱水成形、乾燥処理、賦活・成形して自ら再利用する事業を開始した。 (3) 紙くず、木くずの処理委託を廃止し、南工場でボイラー用の固形燃料化
②計画	（今後実施する予定の取組） (1) 生産工程は、汚濁負荷量削減、流出原料削減を推進する。 (2) 排水処理施設の監視を強化して(1)項の流出削減を支援する。 (3) 新規設備の工事計画では、廃棄物削減、再資源化、省エネルギー対策を考慮した計画を推進する。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 板紙原料として再生可能な古紙の専用コンテナを増設して分別管理を徹底した。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 生産工程から排出される紙くずは、再生可能古紙と再生不能古紙の分別管理を徹底して紙くずの再生利用を推進する。 紙として再生不能な古紙は、固形燃料化して、ボイラー用燃料として有効活用する。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 南排水汚泥の一部を北工場污水处理場へ移送し、北工場の汚水と共に処理して脱水成形、乾燥処理、賦活・成形して自ら再利用する事業を開始した。
②計画	(今後実施する予定の取組) 効果の確認

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 1号抄紙機の原料回収装置を更新して製紙汚泥の流出削減を図った。
②計画	(今後実施する予定の取組) 効果の確認

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 廃プラ、無機汚泥の分別管理を徹底した。
②計画	(今後実施する予定の取組) 廃プラ、無機汚泥の分別管理を徹底し、埋立処分0を目指す。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) (1) 紙くず、木くず焼却用の小型焼却炉を廃止した。 (2) 生産工程から排出される紙くずは、再生可能古紙と再生不能古紙の分別管理を徹底して紙くずの再生利用を推進した。 (3) 紙原料として再生不能な古紙は、固形燃料化しボイラー燃料として有効利用し、委託数量を削減した。
②計画	(今後実施する予定の取組) 廃棄物の分別管理を徹底して、自社再生利用及び再生利用業者への委託処理を推進する。